

瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程	瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程
第1条～第3条 (略) (会長及びその職務)	第1条～第3条 (略) (会長及びその職務)
第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第153条第4項第2号の委員の中からこれを選任する。	第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第111条第4項第2号の委員の中からこれを選任する。
2～3 (略)	2～3 (略)
第5条～18条 (略)	第5条～18条 (略)
(以 上)	((以 上)

(附 則)

この規程は、令和2年12月14日より適用する。